

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザの出席停止期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」

となっており、この2つの条件を満たすまで、登校できないことになっています。
以下の表を参考にしてください。

インフルエンザ出席停止早見表

	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
例1	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症 4日目	発症 5日目	登校可		
例2	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症 5日目	登校可		
例3	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可		
例4	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
例5	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可

※その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

☆発症日は病院に受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度程度の発熱等）が始まった日とします。病院受診時に医師に発症日を相談、確認してください。

☆受診していない場合は「出席停止」扱いにはなりません。必ず病院に受診してください。
また、回復後に登校する際には、「登校許可証」を提出してください。